

行田市
高齢者いきいき安心元気プラン
第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第1章(案)

令和5年10月
行田市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画の策定に当たって	2
1 計画の趣旨.....	2
2 計画の法的根拠.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	5
5 策定体制.....	5
第2節 高齢者の現状と将来推計	6
1 人口構造等の現状及び推計.....	6
2 要介護・要支援者の状況.....	11
3 要介護・要支援認定者数の推計.....	14
第3節 施設の展開	18
1 日常生活圏域の設定.....	18
2 計画の基本理念・基本目標.....	21
3 本計画の体系.....	24

第 1 章 計画の策定に当たって

第1節 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

本市は、令和3（2021）年3月に「第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」を基本理念に掲げ、その実現に向けて様々な施策を展開してきました。

本市の令和5（2023）年9月1日現在における65歳以上の高齢者人口は25,736人で、そのうち65歳から74歳までの前期高齢者人口が12,333人、75歳以上の後期高齢者人口が13,403人となっています。

将来人口推計によると、本市の高齢者人口は令和7（2025）年の25,847人をピークに、後期高齢者人口は令和12（2030）年の15,633人をピークに、それぞれ減少に転じると予測されていますが、医療・介護の両サービスの必要性の高い85歳以上の人口は、令和5（2023）年の3,864人から令和22（2040）年には6,619人に達すると予測されています。

令和4（2022）年の要介護・要支援認定率の75歳以上は25.2%ですが、85歳以上は52.6%と、年齢が高くなるにつれ認定率は上昇することから、今後、本市で介護サービスを必要とする方が増えていくと見込まれます。

超高齢化が進む一方で、総人口のうち、15歳から64歳までの生産年齢人口（現役世代人口）は、令和5（2023）年の44,989人から令和22（2040）年には29,552人に急減することが予測されており、介護サービスを必要とする高齢者が増える一方で、介護サービスの担い手となりうる生産年齢人口（現役世代人口）が減少することで、今後、必要な介護サービスの提供が困難となるおそれがあります。

また、本市の65歳以上の単身高齢者世帯数は令和元（2019）年の3,135世帯から令和4（2022）年には3,681世帯と、わずか3年の間に約500世帯増加しています。年齢別の認知症有病率により算出した本市の認知症患者数（推計）は、令和5（2023）年の5,036人（65歳以上人口の19.6%）から令和22（2040）年には6,338人（同25.4%）まで増加することが予測されており、地域において日常生活に何らかの支援を必要とする方や生活に支障を抱える方が増えていくことが見込まれます。

本市では、「いきいきと暮らし共に支え合うまち」を目指し、誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、住まいを中心として、必要なサービス提供や支援を行う体制を引き続き確保することが必要です。また、介護保険制度の持続性を確保し、地域での支え手を増やしていくために、一人ひとりの高齢者が健康づくりや介護予防に努め、できるかぎり「支え手」として活躍いただくことや、様々な分野間の連携により、たとえ介護が必要な状態になって

も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、地域全体で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくる「地域共生社会」を実現していくことが重要となります。

「第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、上記を認識したうえで、第8期計画までの取組の状況や市民アンケート調査の結果などを踏まえ、本市の高齢者福祉に係る様々な取組を展開することで、誰もがいきいきと暮らし共に支え合うまちづくりを目指していくものです。

2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）かつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画です。両者はともに高齢者を対象とした福祉の増進を目的としており、それぞれの法律により2計画は一体的に策定するよう求められていることから、本市においても一体的に策定しました。

老人福祉法 第二十条の八（抄）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法 第百十七条（抄）

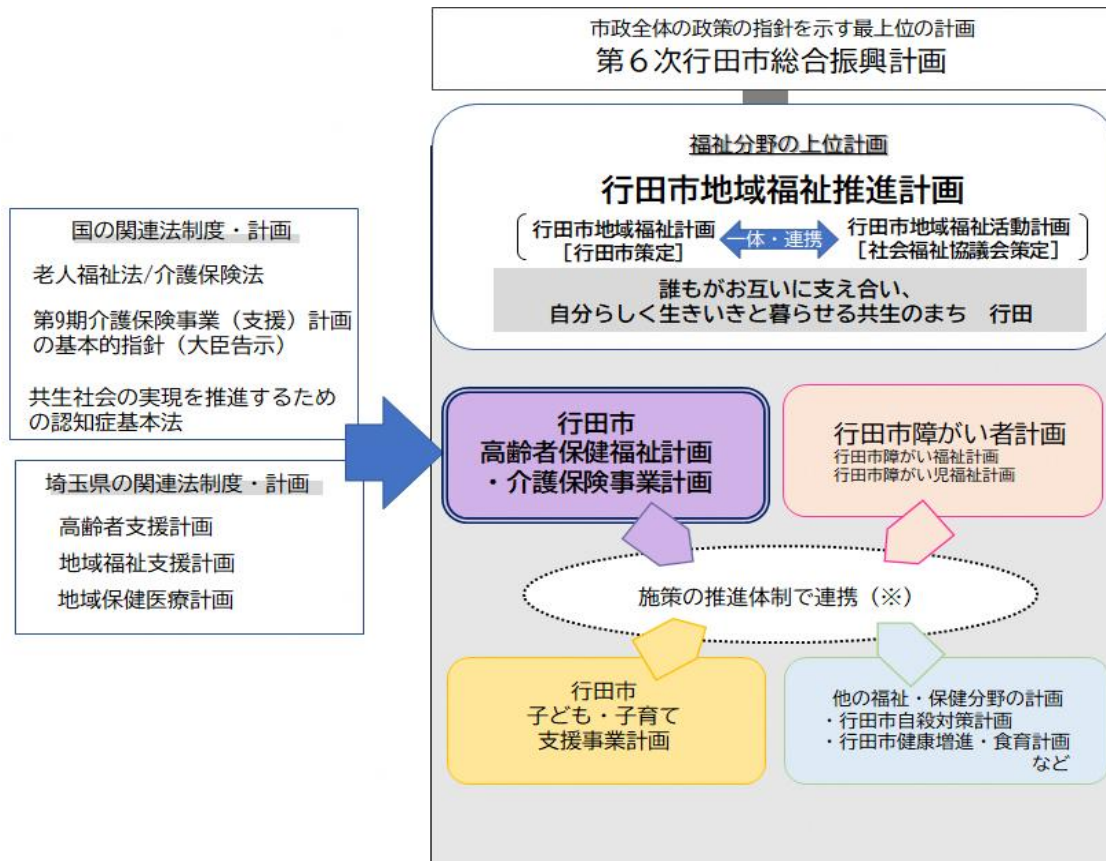
市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、本市の中でも「高齢者福祉」に特化した「個別計画」です。福祉全体を対象とする「地域福祉推進計画」や、他の福祉分野に特化した計画等とも連携を図っていく必要があります。また、国の基本指針や大綱、県の策定する計画等とも連携を図っていく必要があります。

■計画の位置付けイメージ



※ 保健福祉分野別の計画は、地域共生社会の実現という共通理念のもとに策定されています。地域共生社会の実現に当たっては、地域課題を「我が事」、「丸ごと」受け止め取り組む必要があるため、「縦割り」の壁を低くし、円滑な連携体制を整備する必要があります。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間として、令和5年度中に策定したものです。サービス内容や、給付、保険料の水準なども見据えたうえで中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

■他の計画と本計画の計画期間

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合振興計画	第6次（令和3年度～令和12年度）								
地域福祉推進計画	第3期（令和2年度～令和6年度）				第4期（令和7年度～令和11年度）				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期 (令和6年度～令和8年度)			第10期		
障がい者計画	第4期			第5期（令和6年度～令和11年度）					
子ども・子育て支援事業計画	第2期（令和2年度～令和6年度）				第3期（令和7年度～令和11年度）				
健康増進・食育推進計画	第2次		第3次（令和5年度～令和9年度）				第4次		

5 策定体制

（1）計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表で構成される「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行いました。

（2）市民意見の反映

要介護・要支援認定者や一般高齢者などに対する実態調査及び市民意見募集（パブリックコメント）や公聴会を行い、より多くの市民の意見を反映できるよう努めました。

第2節 高齢者の現状と将来推計

1 人口構造等の現状及び推計

(1) 高齢者人口の現状

本市の令和5年10月1日現在の総人口は●人で、65歳以上の人口が●人、高齢化率は●%となっており、高齢者人口の増加が続いています。また、前期高齢者と後期高齢者の割合は、令和4年度以降、後期高齢者の割合が高くなっています。

■人口の推移（各年10月1日現在）

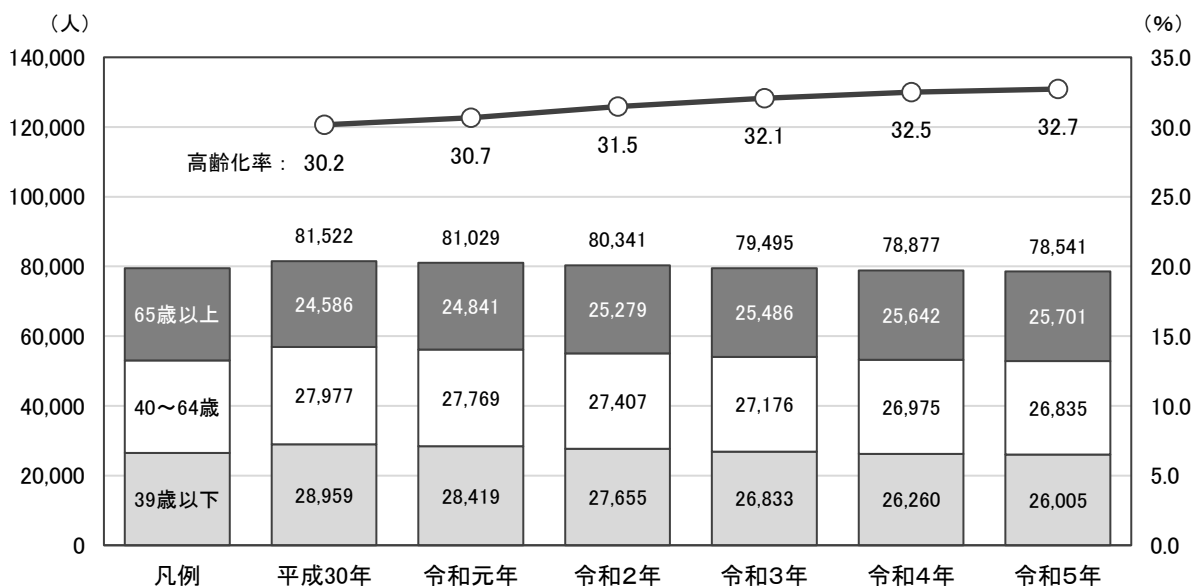
(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	81,522	81,029	80,341	79,495	78,877	78,541
65歳以上の人口	24,586	24,841	25,279	25,486	25,642	25,701
高齢化率 (%)	(30.2%)	(30.7%)	(31.5%)	(32.1%)	(32.5%)	(32.7%)
前期高齢者	13,339	13,113	13,360	13,349	12,797	12,414
構成比 (%)	(16.4%)	(16.2%)	(16.6%)	(16.8%)	(16.2%)	(15.8%)
65～69歳	7,173	6,599	6,307	5,979	5,651	5,496
70～74歳	6,166	6,514	7,053	7,370	7,146	6,918
後期高齢者	11,247	11,728	11,919	12,137	12,845	13,287
構成比 (%)	(13.8%)	(14.5%)	(14.8%)	(15.3%)	(16.3%)	(16.9%)
75～79歳	4,725	5,102	4,989	4,859	5,248	5,541
80～84歳	3,218	3,272	3,420	3,602	3,819	3,900
85歳以上	3,304	3,354	3,510	3,676	3,778	3,846
40～64歳	27,977	27,769	27,407	27,176	26,975	26,835
構成比 (%)	(34.3%)	(34.3%)	(34.1%)	(34.2%)	(34.2%)	(34.2%)

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■人口の推移

(令和5年は7月現在)



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口の推計

本市では総人口が今後も減少していく中、65歳以上の高齢者人口は令和7年に25,847人とピークを迎えたのち、令和22年には24,956人まで減少すると推計されています。

しかし、他の年代の人口の減少は高齢者人口の減少よりも大きくなっているため、高齢化率は令和22年まで上昇し続けると推計されています。

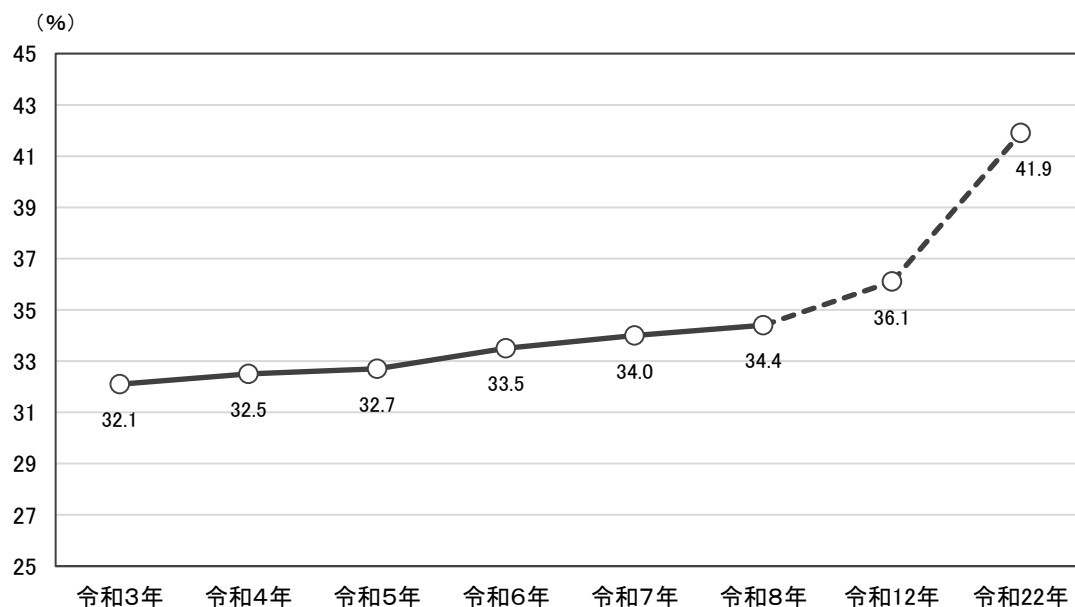
■人口の推計値

(人)

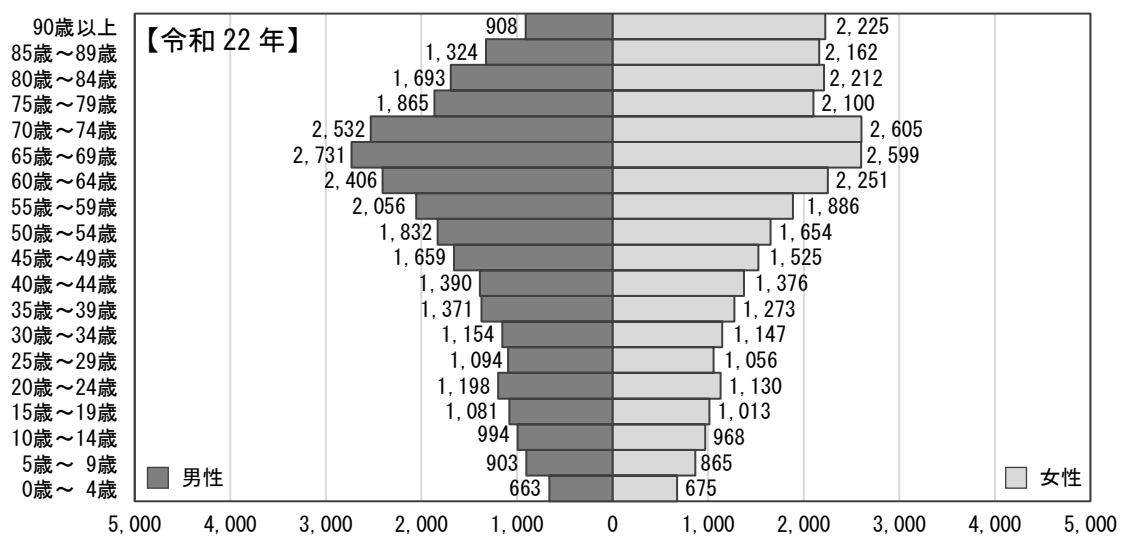
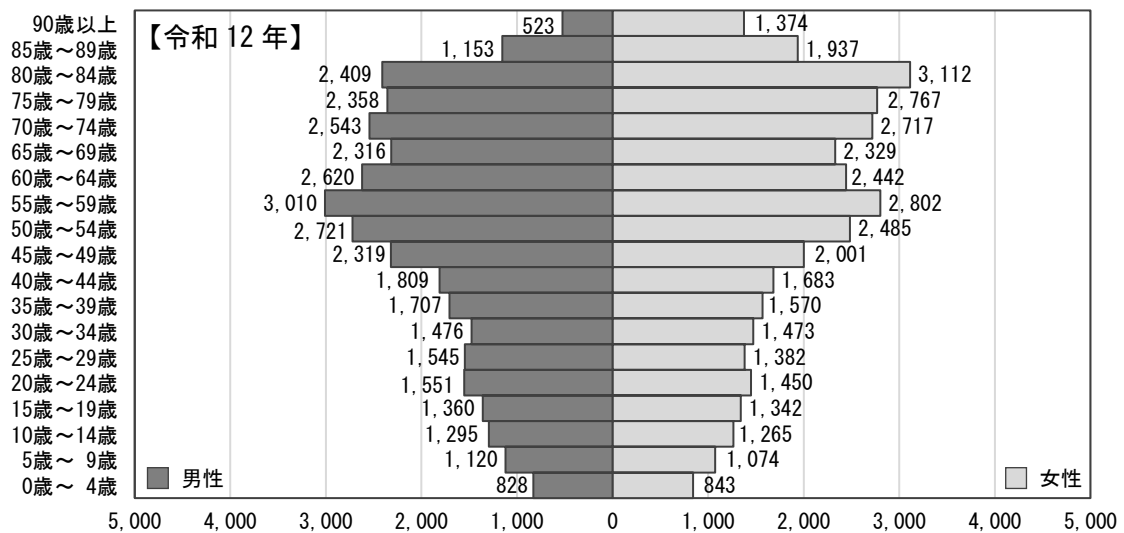
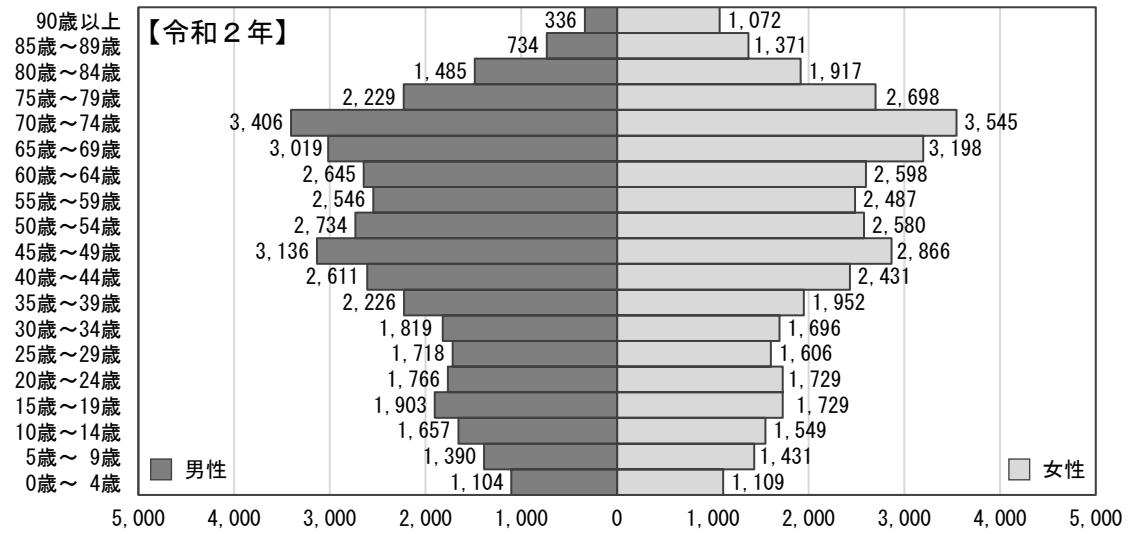
	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	76,926	75,950	74,904	70,711	59,576
65歳以上の人口	25,779	25,847	25,787	25,538	24,956
高齢化率 (%)	(33.5%)	(34.0%)	(34.4%)	(36.1%)	(41.9%)
前期高齢者(65～74歳)	11,873	11,411	11,110	9,905	10,467
構成比 (%)	(15.4%)	(15.0%)	(14.8%)	(14.0%)	(17.6%)
後期高齢者(75歳以上)	13,906	14,436	14,677	15,633	14,489
構成比 (%)	(18.1%)	(19.0%)	(19.6%)	(22.1%)	(24.3%)
40～64歳の人口	26,306	25,972	25,556	23,892	18,035
構成比 (%)	(34.2%)	(34.2%)	(34.1%)	(33.8%)	(30.3%)

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■高齢化率の推移



■行田市の人口ピラミッド



資料：国勢調査、地域包括ケア「見える化」システム

(3) 高齢者世帯の状況

在宅高齢者を対象として、本市が独自に民生委員に依頼し、実施している調査の結果によると、令和5年度の調査では、ひとり暮らし高齢者が3,800人、高齢者のみの世帯（親や兄弟等との同居を含め、世帯構成員全員が65歳以上の高齢者）は4,190世帯となっており、前年度（令和4年度）と比較して、それぞれ119人、268世帯増加しています。

また、本市の総世帯数に対しひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯が占める割合は徐々に増加しており、令和5年度には22.4%となっています。

■世帯の推移

(世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり暮らし世帯	3,005	3,135	未実施	3,410	3,681	3,800
高齢者のみの世帯	3,550	3,653	未実施	3,822	3,922	4,190
計	6,555	6,788	未実施	7,232	7,603	7,990
一般世帯数	34,501	34,778	35,143	35,350	35,407	35,715
高齢者のみ世帯の割合(%)	19.0%	19.5%	—	20.5%	21.5%	22.4%

※現に在宅で生活する高齢者を対象
資料：民生委員による調査結果

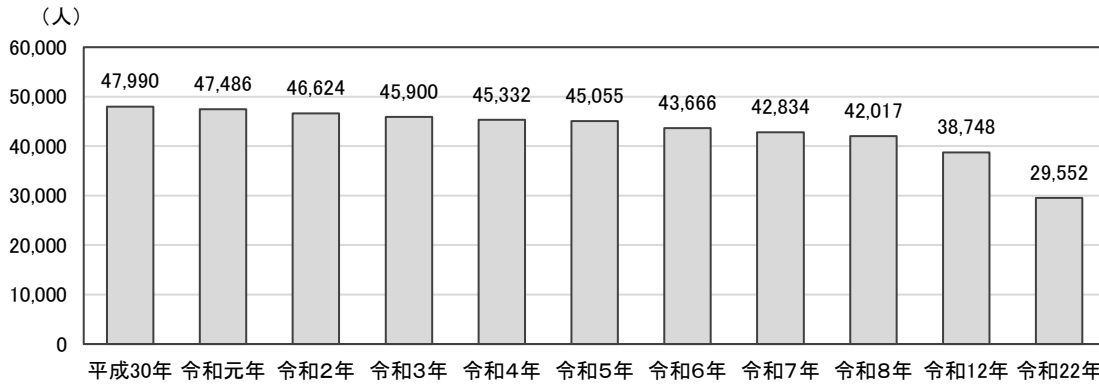
■65歳以上の高齢者に対するひとり暮らし高齢者の割合(参考)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上の高齢者数(人)	24,437	24,766	未実施	25,441	25,573	25,698
ひとり暮らし高齢者数(人)	3,005	3,135	未実施	3,410	3,681	3,800
割合(%)	12.3%	12.7%	—	13.4%	14.4%	14.8%

(4) 生産年齢人口の推移・推計

近年、減少傾向が続く生産年齢人口（15～64歳）は、令和22年に向けて急減していくことが見込まれ、令和5年と比べると約3分の2まで減少することが想定されます。

■生産年齢人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）、地域包括ケア「見える化」システム

2 要介護・要支援者の状況

(1) 要介護・要支援認定者数の状況

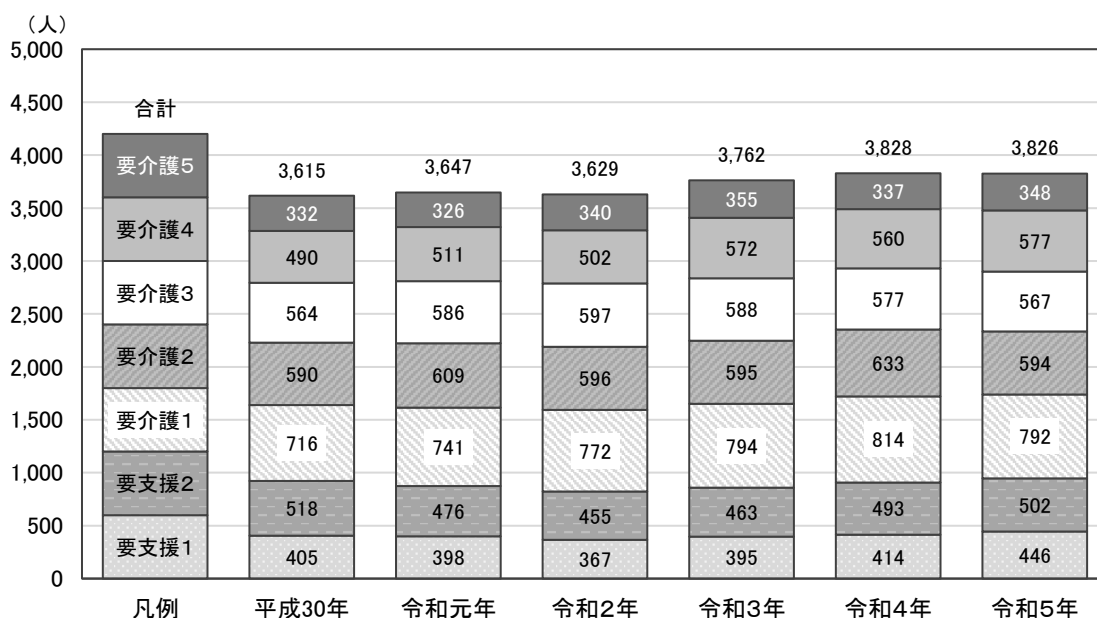
令和5年9月末の要介護・要支援認定者数は約4千人となっています。要介護1の認定者数が最も多く、また、近年では要介護4の認定者数が大きく増加しています。

■要介護・要支援者数の推移（第2号被保険者を含む） (人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	405	398	367	395	414	446
要支援2	518	476	455	463	493	502
要介護1	716	741	772	794	814	792
要介護2	590	609	596	595	633	594
要介護3	564	586	597	588	577	567
要介護4	490	511	502	572	560	577
要介護5	332	326	340	355	337	348
合計	3,615	3,647	3,629	3,762	3,828	3,826

資料：介護保険事業報告（各年9月末）
（令和5年度欄は5月末）

■要介護・要支援者数の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月末）
（令和5年度欄は5月末）

(2) 認知症患者数の推移

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を参考に本市の65歳以上の認知症患者数を推計すると、令和5年には5,036人になると見込まれます。

■ 認知症患者数の推移

(人)

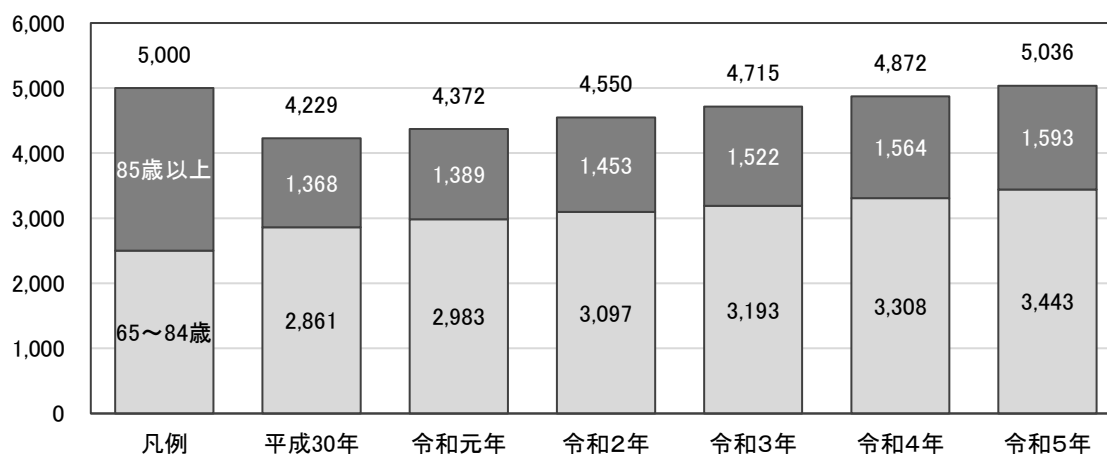
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症患者数	4,229	4,372	4,550	4,715	4,872	5,036
65～84歳	2,861	2,983	3,097	3,193	3,308	3,443
85歳以上	1,368	1,389	1,453	1,522	1,564	1,593

※各年の住民基本台帳人口を基に、「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3及び表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載された認知症患者推定有病率を乗じることにより推計

資料：「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」

■ 認知症患者数の推移

(人)



資料：「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」

(3) 居宅サービス利用者数の状況

要介護・要支援認定者のうち、居宅サービスを利用している方の数はいずれも増加傾向となっており、特に平成30年度から令和4年度にかけての増加率は要介護4が33.6%、要支援1が21.5%となっています。

■居宅サービス利用者数の推移（第2号被保険者を含む） (人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	121	125	119	129	147	
要支援2	208	204	198	210	228	
要介護1	575	569	589	619	625	
要介護2	477	471	483	468	504	
要介護3	368	355	368	386	378	
要介護4	214	238	239	300	286	
要介護5	115	111	124	128	128	
合計	2,078	2,073	2,120	2,240	2,296	

資料：介護保険事業報告（各年9月末）

(4) サービス利用者数の状況

サービス利用者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけての増加率は9.2%となっており、特に地域密着型サービスが30.2%、居宅サービスが10.5%と伸びています。一方で、施設サービス利用者及びサービスの未利用者数は減少しつつあります。

■在宅・施設別サービス利用者数の推移（第2号被保険者を含む） (人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	3,563 (100.0%)	3,617 (100.0%)	3,673 (100.0%)	3,746 (100.0%)	3,803 (100.0%)	
サービス利用者	2,992 (84.0%)	3,039 (84.0%)	3,088 (84.1%)	3,218 (85.9%)	3,267 (85.9%)	
居宅サービス	2,078 (58.3%)	2,073 (57.3%)	2,120 (57.7%)	2,240 (59.8%)	2,296 (60.4%)	
地域密着型サービス	281 (7.9%)	338 (9.3%)	347 (9.4%)	359 (9.6%)	366 (9.6%)	
施設サービス	633 (17.8%)	628 (17.4%)	621 (17.0%)	619 (16.5%)	605 (15.9%)	
サービス未利用者	571 (16.0%)	578 (16.0%)	585 (15.9%)	528 (14.1%)	536 (14.1%)	

資料：介護保険事業報告（各年9月末）

3 要介護・要支援認定者数の推計

(1) 要介護・要支援認定者数の推計

本市の要介護・要支援認定者は増加傾向にあり、令和6年には3,837人、令和8年には4,038人、令和22年には5,023人になると推計されています。

このうち、前期高齢者の認定者数は概ね減少傾向ですが、後期高齢者数の増加に伴い、認定者数は増加し続けると見込まれております。

■要介護・要支援認定者数の推計 (人)

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援1	420	431	442	488	501
要支援2	498	511	525	579	630
要介護1	813	834	858	957	1,048
要介護2	636	653	668	739	842
要介護3	581	596	612	678	786
要介護4	555	568	583	646	767
要介護5	334	342	350	389	449
合計	3,837	3,935	4,038	4,476	5,023

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■要介護・要支援認定者数の推計

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
第1号被保険者	3,837	3,935	4,038	4,476	5,023
要支援	918	942	967	1,067	1,131
要介護	2,919	2,993	3,071	3,409	3,892
前期高齢者	426	408	395	348	360
要支援	104	97	95	84	86
要介護	322	311	300	264	274
後期高齢者	3,411	3,527	3,643	4,128	4,663
要支援	814	845	872	983	1,045
要介護	2,597	2,682	2,771	3,145	3,618

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要介護・要支援認定率の推計

要介護・要支援の認定率は、令和6年の14.9%から徐々に上昇し、令和12年には17.5%、令和22年には20.1%になると推計されています。

■認定率の推計

(%)

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
第1号被保険者	14.9	15.2	15.7	17.5	20.1
前期高齢者	3.6	3.6	3.6	3.5	3.4
後期高齢者	24.5	24.4	24.8	26.4	32.2

資料：地域包括ケア「見える化」システム

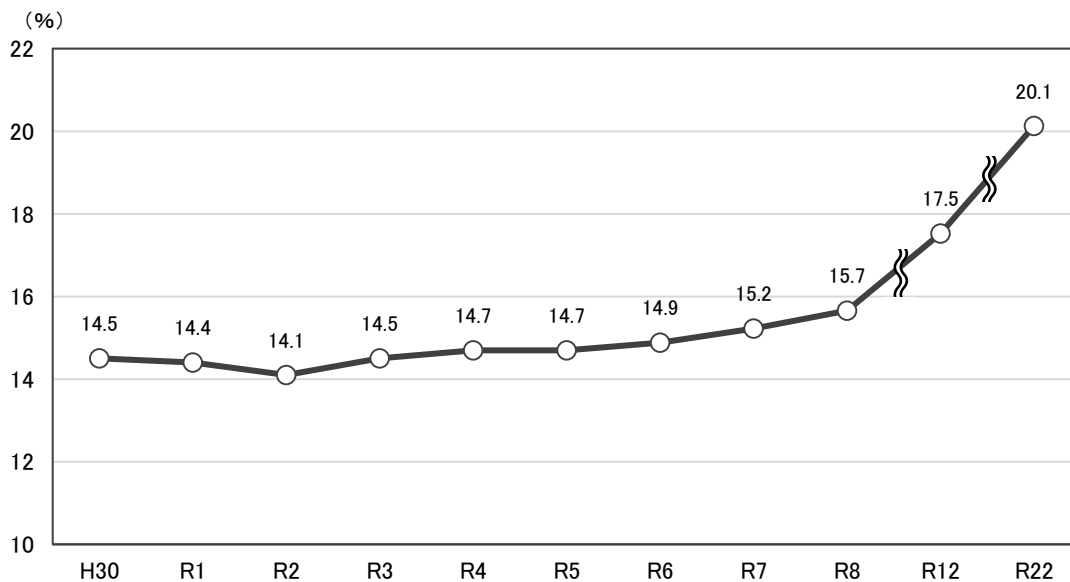
■国・県との認定率の比較（参考）

(%)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
行田市	14.5	14.4	14.1	14.5	14.7	
埼玉県	15.0	15.3	15.6	16.0	16.6	
全国	18.3	18.5	18.6	18.8	19.1	

資料：介護保険事業報告（各年9月末）

■認定率の推移・推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 認知症患者数の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を参考に本市の65歳以上の認知症患者数を推計すると、令和6年には5,181人、令和12年には5,924人、令和22年には6,338人になると予測されます。

■ 認知症患者数の推計

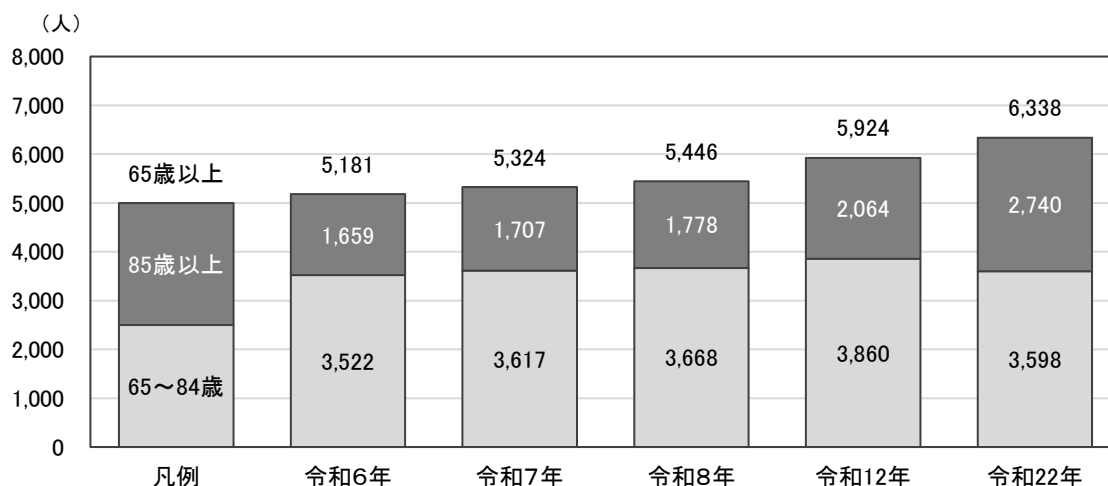
(%)

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
認知症患者数の推計	5,181	5,324	5,446	5,924	6,338
65～84歳	3,522	3,617	3,668	3,860	3,598
85歳以上	1,659	1,707	1,778	2,064	2,740

※各年の住民基本台帳人口を基に、「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3及び表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載された認知症患者推定有病率を乗じることにより推計

資料：「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」

■ 認知症患者数の推計

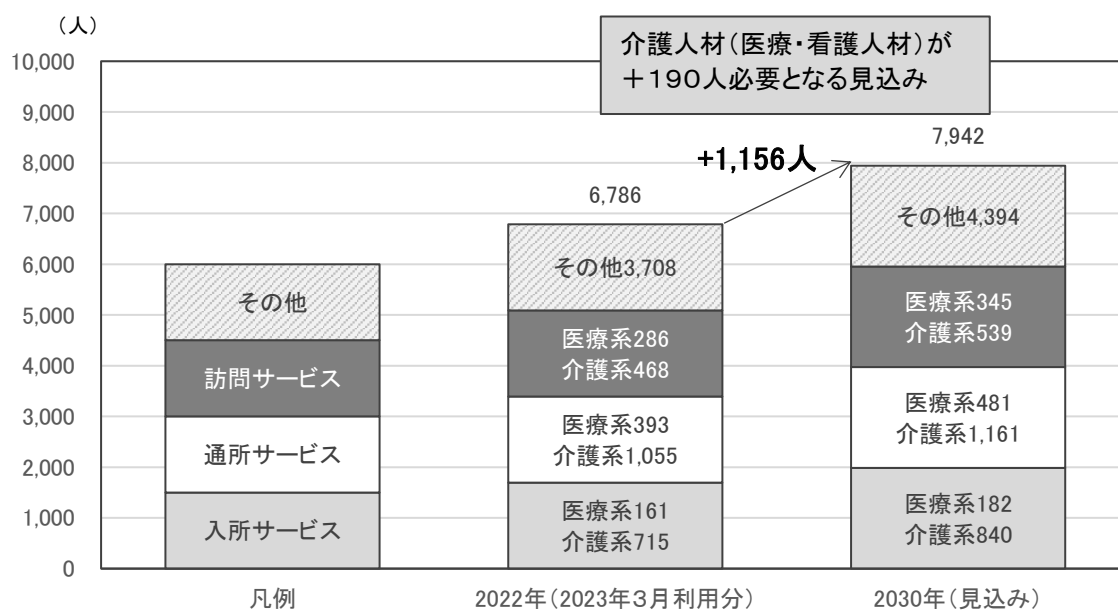


資料：「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」

(4) 介護サービス量の推計

要介護・要支援認定者の増加に伴い、すべての介護サービス量が増加することが見込まれます。これらのサービスを提供していくため、令和12年度には、新たに190人の介護人材が必要になることが予測されます。

■介護サービス量の推計



※「介護サービス量と介護人材の見込み」

- ・入所サービス (介護系) 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム 等
- ・入所サービス (医療系) 介護老人保健施設 等
- ・通所サービス (介護系) 通所介護 等
- ・通所サービス (医療系) 通所リハビリテーション 等
- ・訪問サービス (介護系) 訪問介護、訪問入浴介護 等
- ・訪問サービス (医療系) 訪問看護 等
- ・その他 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援 等

第3節 施設の展開

1 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案した上で、介護保険法に基づき市町村が定めることになっており、本市では、これまでA～Eの5圏域の日常生活圏域を設定してきました。

地域の高齢者を支える基盤は、医療・保健・福祉施設や公共施設、交通網はもとより、地域をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。それらを最大限に活用し、身近な生活圏域における様々なサービス拠点が連携することで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

現状では、高齢者人口の比較的少ないA圏域及びE圏域に介護保険施設がそれぞれ3施設ずつありますが、地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護」を提供する住居（通称：グループホーム）は高齢者人口の多いB～Dの各圏域に設置されており、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるための基盤整備が進んでいることなどを踏まえ、第9期計画における日常生活圏域も、第8期計画と同様に5圏域を設定します。

一方で、日常生活圏域と地域包括支援ケアシステムの核となる地域包括支援センターの担当区域は一致していない状況です。

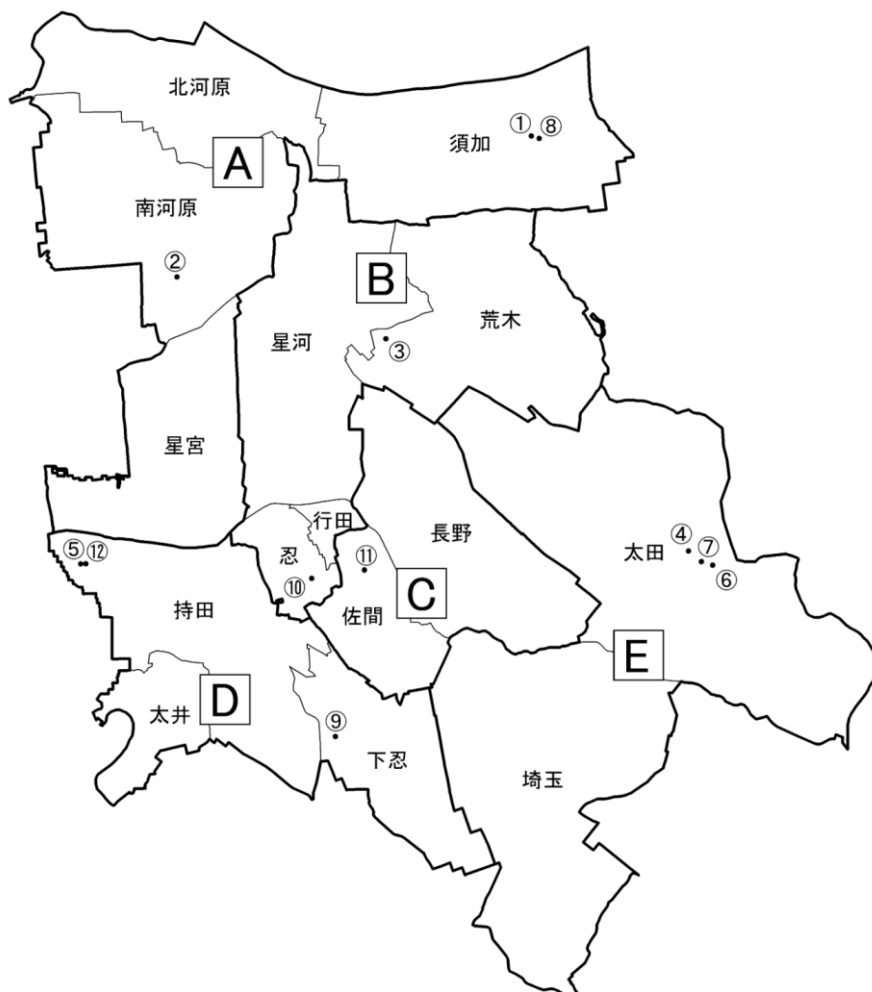
本市では、地域包括支援センターを、令和2年度に1か所増設し、現在5か所設置していますが、「行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」により、1つの地域包括支援センターが担当する65歳以上の人口は、3,000人～6,000人と定められていることに加え、業務の効率的な運営のためには担当区域内の高齢者数の均一化が必要であることから、地域包括支援センターの担当区域は、現状を維持することとします。

■日常生活圏域別人口（令和5年10月1日現在：住民基本台帳） （人）

日常生活圏域区分	地区名	世帯数	総人口	65歳以上の高齢者人口	高齢化率	圏域別高齢者人口比
A	須加	確認中。 R5. 10. 1 現在の数値を記載。				
	北河原					
	星宮					
	南河原					
	計					
B	忍					
	行田					
	星河					
	荒木					
	計					
C	佐間					
	長野					
	計					
D	持田					
	太井					
	下忍					
	計					
E	埼玉					
	太田					
	計					
合計						

資料：住民基本台帳

■日常生活圏域図



■市内の介護保険施設及び地域密着型サービス事業所の立地状況

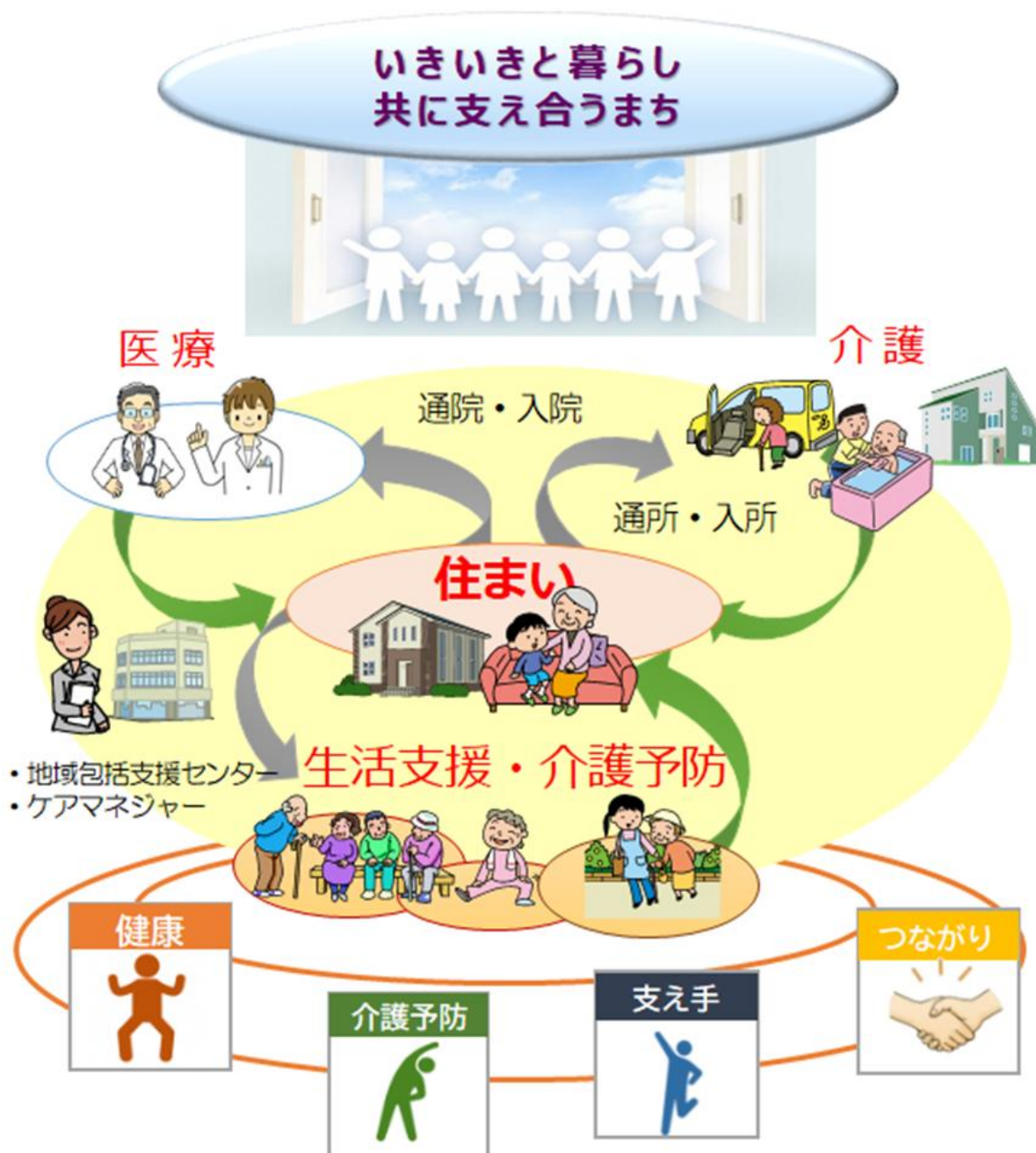
種別	圏域	番号	事業所名	定員等
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	A	①	特別養護老人ホーム緑風苑	100人
	A	②	特別養護老人ホームおきな	100人
	B	③	まきば園	80人
	E	④	介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	90人
	D	⑤	特別養護老人ホーム雅	100人
	E	⑥	特別養護老人ホーム行田さくらそう	100人
	E	⑦	地域密着型特別養護老人ホームふぁみいゆ東館	25人
介護老人保健施設	A	⑧	介護老人保健施設グリーンピア	80人
	D	⑨	介護老人保健施設ハートフル行田	80人
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	B	⑩	行田ケアセンターそよ風	17人
	C	⑪	緑風苑グループホーム百花 (はな)	18人
	D	⑫	壮幸会介護保険施設心春 (こはる)	18人

2 計画の基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本市では、第6次行田市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）において、人の絆・地域の力・まちの賑わいの3つを柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

そのため、本計画では、上位計画である第6次行田市総合振興計画の高齢者部門における政策目標である『いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの強化並びに地域共生社会の実現に取り組んでいきます。



(2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、2つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービス提供や支援を行う体制を確保する。

＜高齢者保健福祉計画・介護保事業計画＞

誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らし続けられるよう、必要なときに必要な支援が受けられる体制を確保する必要があります。

本市では要介護・要支援認定者数の増加に伴い、必要な介護サービス量の増加が見込まれています。介護が必要となったときも高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、介護保険法の理念に基づき、その有する能力に応じて、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供していくとともに、居宅サービスや地域密着型サービスを充実していく必要があります。

そして、少子高齢化、核家族化が進行している現在、地域には生活課題を抱えやすく、周囲もその課題に気づきにくいひとり暮らし高齢者、及び高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、生活課題を抱えたときには、地域において「我が事」として捉え対応できる地域づくりや、高齢者の在宅生活を支援するためのサービスの充実が必要です。

こうした必要な支援を必要なときに受けられるようにするためには、介護を担う人材や地域の担い手を確保することが重要です。また、相談機能の強化や介護サービスの提供体制維持、整備、医療や介護資源の有機的連携、さまざまな担い手による日常生活を支援する体制整備、認知症ケア体制の充実なども重要となります。

基本目標 2

健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護サービスを必要とする人を抑制する。

＜高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画＞

医療や介護を必要とする高齢者が、これまで以上に増加することが予想される中、基本目標1を目指すためには、地域において、健康でいきいきと活躍し続ける高齢者を増やすことが重要です。また、健康でいきいきと活躍し続けることは、高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らし続けていくためにも重要です。

そのため、高齢者自身の健康づくりへの取組に加え、それを支える健康教育や各種検診の充実を図る必要があります。そして、地域での活動に気軽に参加したり、地域で社会的役割をもって活動することにより、生きがいを感じながら暮らせる環境整備も必要です。

＜数値目標＞

2030年（令和12年）

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ○要介護・要支援認定者数（認定率） | 目標 4,200人（16.5%） |
| ○介護人材の確保 | 目標 190人確保 |

3 本計画の体系

本計画は、高齢者の保健福祉に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」という基本理念の下、「誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるよう、必要なサービス提供や支援を行う体制を確保する。」及び「健康でいきいきとした高齢者を増やし、介護サービスを必要とする人を抑制する。」を基本目標として、以下のとおり重点事業及び各種施策を展開していきます。

